

厚生労働省

「介護事業者のための業務継続計画（BCP）作成セミナー」
参加者募集開始

#業務継続計画 #BCP

▶令和6年度より全介護サービス事業所に義務化「業務継続計画（BCP）」を学ぶ

厚生労働省は、令和3年度の介護報酬改定で、介護サービス事業所の義務とされた「業務継続計画（BCP）」の作成に関するセミナーを開催する。感染症や自然災害に備える業務継続計画（BCP）の作成は3年間の経過措置（令和5年度末まで）が設けられた上で義務化された。このセミナーでは、BCPガイドラインに基づいて、サービス類型に応じた作成の手順を分かりやすく解説する。開催の概要は次の通り。

○開催日時と参加想定サービス（推奨を含む）

第1回2月22日、第2回3月7日、第3回3月9日（3回とも内容は同じ。各回定員5000名）

9:00 ～ 10:30	A 入所系	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院・介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活（療養）介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
11:00 ～ 12:30	B 通所系	（地域密着型）通所介護、通所リハビリテーション、療養通所介護、認知症対応型通所介護、（看護）小規模多機能型居宅介護
13:30 ～ 15:00	C 訪問系	（夜間対応型）訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
15:30 ～ 17:00	D 居宅介護支援・ 地域包括	居宅介護支援、介護予防支援（地域包括支援）、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、介護予防・日常生活支援総合事業

○申し込み 介護事業者のための業務継続計画（BCP）作成セミナー ホームページより
<https://www.chusanren.or.jp/bcp/kaigo2023/>

ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中!

